

## 2021年 安全マネジメント

コスモ株式会社 本社営業所

安全方針 事故防止の目標を明確にし、その目標達成に向けて事故の分析や原因を徹底的に究明し、それを全社員で共有し、安全意識を高めていく研修を行い、事故ゼロを目指します

安全目標 **事故件数前年比 20%減**

期間 **2020年12月21日～2021年12月20日**

月度	事故防止重点実施事項	具体的実施項目
1月	渋滞時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すり抜ける自転車、二輪車への注意の徹底</li> <li>・ ドア開閉時の時の後方目視確認の徹底</li> <li>・ 車線変更時の後方目視確認の徹底</li> </ul>
2月	冬季の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路面凍結・降雪時の安全運転指導の実施</li> <li>・ 急発進、急ハンドル、急ブレーキの禁止の徹底</li> <li>・ スタッドレスタイヤ装着時の注意事項指導</li> </ul>
3月	安全運転義務の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車違反・放置駐車違反の根絶</li> <li>・ ながら運転の絶無</li> <li>・ ロードリーダーとしての役割について</li> </ul>
4月	横断歩道付近での事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右左折時、横断歩道一時停止の徹底</li> <li>・ 横断歩道上での弱者保護の徹底</li> <li>・ 心に余裕を持ったやさしい運転の励行</li> </ul>
5月	追突事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前方注意、車間距離保持の基本の徹底</li> <li>・ 急停止されてもよい車間距離の確保</li> <li>・ 停車時等のサイドブレーキの活用</li> </ul>
6月	梅雨時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速度超過によるスリップ事故の防止</li> <li>・ 雨具の死角と遮音への注意徹底</li> <li>・ 視界不良時の減速の徹底</li> </ul>
7月	狭道走行(生活道路)での事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 側方車間距離の十分な確保の徹底</li> <li>・ 道路を横断する高齢者への注意の喚起</li> <li>・ 停止線での一時停止の徹底</li> </ul>
8月	路地裏(生活道路)での事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路地裏での子ども、自転車の飛び出しに注意</li> <li>・ 安全速度走行の徹底</li> <li>・ 停止線での一時停止の徹底</li> </ul>
9月	救護義務違反の絶無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生時における適切な処置について</li> <li>・ 運転者の刑事上・行政上・民事上及び社会的責任について</li> <li>・ 法令遵守の大切さ</li> </ul>
10月	後退時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後方目視確認の徹底</li> <li>・ 無理をせず車外での安全確認の励行</li> <li>・ 後退時にアクセルを踏まない習慣</li> </ul>
11月	交差点の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右左折時、横断歩道一時停止の徹底</li> <li>・ 左折時の巻き込み、右直事故の防止</li> <li>・ 信号の変わり目の無理のない進行の励行</li> </ul>
12月	繁忙期の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繁華街における徐行の徹底</li> <li>・ 酔った歩行者、路上寝込み者への注意</li> <li>・ 高速道路における合流時の事故防止</li> </ul>

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

コスモ株式会社 本社営業所

期 間	2019年12月21日～2020年12月20日	
項目	前年	当年
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起こし、また、踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触した事故	0件	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けたものをいう)を生じた事故	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じた事故	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった事故	0件	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなった事故	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した事故	0件	0件
総件数	0件	0件